

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業

仕様書

令和 4 年 7 月

大崎市総務部財政課

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業仕様書

1 事業名

大崎市本庁舎等電話設備（賃貸借）導入事業

2 事業目的

大崎市本庁舎・東庁舎及び6総合支所（松山・三本木・鹿島台・岩出山・鳴子・田尻）の内線電話ネットワークについて、電話通信設備の強靱化、新しい働き方改革、業務の効率化を目指し、新たにクラウドPBX等による構成を軸に音声基盤の刷新を行い、かつ携帯電話機、及び周辺機器等について賃貸借するもの。

3 事業対象施設

対象施設	所在地
本庁舎（新庁舎）・東庁舎	大崎市古川七日町1番1号（仮）
松山総合支所	大崎市松山千石字広田30
三本木総合支所	大崎市三本木字大豆坂24番地3
鹿島台総合支所	大崎市鹿島台平渡字上戸下26番地2
岩出山総合支所	大崎市岩出山字船場21番地
鳴子総合支所	大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1
田尻総合支所	大崎市田尻沼部字富岡183番地3

4 履行期間（契約期間）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※契約締結の翌日から令和5年3月31日までは、本設備の構築期間とする。

5 利用想定

- ①携帯電話機は本庁舎・東庁舎及び6総合支所のほか、職員が勤務する施設に配布する。
- ② 携帯電話機は内線番号機能を有し、庁舎外においても内線通話を可能とする。
- ③ 携帯電話機は固定電話機からの着信に際し、コールピックアップ（代理応答）を利用することを想定している。また、転送・多段転送を利用することを想定している。
- ④ 休日夜間は、守衛室への受電切替を行うことを想定している。

6 機能要件

（1）内線接続

下記、本市内線番号を付与した端末間の内線呼出し・内線通話が可能であること。

- ・携帯電話端末（スマートフォン、フィーチャーフォン） ⇄ クラウドPBX接続のIP固定電話機
- ・携帯電話端末（スマートフォン） ⇄ 携帯電話端末（スマートフォン）
- ・携帯電話端末（スマートフォン） ⇄ 携帯電話端末（フィーチャーフォン）
- ・携帯電話端末（フィーチャーフォン） ⇄ 携帯電話端末（フィーチャーフォン）

(2) 交換機機能

固定電話及び携帯電話を内線網として利用する Fixed and Mobile Convergence(以下「FMC」という。)構成へ移行するにあたり、本庁舎(新庁舎)を主拠点(親拠点)とするクラウドPBX網の構築を行い、6 総合支所への外線着信は本庁舎大代表電話(0229-23-2111)へ集約。本庁舎にて一括受電を行う。

※6 総合支所宛の入電については、FMC による内線転送機能にて対応を予定。

なお、本庁舎(新庁舎)を主拠点とするクラウドPBX網の構築に伴い、現状、各総合支所毎に構築されている構内交換機は廃止となるため、これら機器を経由するサービス構成は、仕様を満たさない。

① クラウドPBX, FMC, 及び同等機能を有するスマートフォンアプリケーションについては、提供事業者側で通信障害等に対応した対策がなされていること。

② FMC のアクセス回線について、利用を開始するための必要な手続きを行い、FMC を安定的に利用できる環境を構築すること。

ア 提供するアクセス回線(インターネット回線)は、光回線に限定し、帯域確保型回線、ベストエフォート回線を問わない。ただし、FMC 利用の妨げにならない技術的論拠に基づく、安定的な帯域を提供すること。

イ 本庁舎を主拠点とするクラウドPBXについては、一網による集約構成とする。

なお、クラウドPBX 同等の機能を有するスマートフォンアプリケーションによる構成提案についても、これを受け付ける。

③ クラウドPBX, 及びFMC に求めるPBX 機能は以下の通り。

ア 転送機能

固定電話機(本庁舎受電オペレーター)、及び携帯電話端末より、転送機能で携帯電話端末へ任意で通話を転送できること。

例) 保留転送: 通話中に特番操作を行い、通話呼出を別の内線に転送。

イ コールピックアップ機能

他の携帯電話端末への外線着信を特番操作で応答できること。

ウ 内線番号通知機能

内線呼出し時において、発信側端末の内線番号を相手方に通知し、着信履歴より折り返しで呼出しができること。

また、転送時においても、転送操作を行った携帯電話機の内線番号を通知できること。

エ 電話帳参照機能

携帯電話端末内蔵の電話帳機能、あるいはアプリケーションを利用して内線発信ができること。

ただし、保留転送機能を利用する場合を除く。

オ 内線番号管理機能

携帯電話端末の内線番号は、本市内部の管理者が任意にて管理(変更・確認等)できること。

④ 受電集約業務の効率化を目的に、本庁舎にIP固定電話機を5台設置する。

なお、設置箇所については、本庁舎1F 守衛室及び4 階財政課とする。

⑤ 同時接続数は46ch 以上とすること。

(3) 携帯電話機

本事業で調達する携帯電話端末は以下の通りとする。

- ① 携帯電話機は賃貸借契約（レンタル契約）とする。
- ② 契約期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とし、その期間内において、再契約に伴う契約書類等の交わしについては、本市より求める機種変更、プラン変更等の特段の事由がない限りは、仕様を満たさない。
- ③ 導入台数は600台以上1,200台以下とし、以下の範囲内にて各事業者の提案を受け付ける。
 - a) 600台はスマートフォン（Android）を採用する。
 - b) それ以上の提案台数については、提案FMCサービスの利用が担保される限り、スマートフォン、フィーチャーフォンを問わない。
- ④ 提案機種については、スマートフォン、フィーチャーフォン、それぞれ以下の条件を満たす、同一新品の型式とする。
 - ア スマートフォン OS: Android (Android 12 以上)
 - イ 通信方式

4G LTE の品質を有していること。またスマートフォンについては特段の変更作業等なく 5G への移行が行えること。
 - ウ 音声通信（グループ内シェア可）

月額定額プラン、又は1台あたり、相応の無料通話分が含まれるプランであること。
 - エ データ通信（グループ内シェア不可）
 - ・ 前述③-a) のうち 50 台は 1 台あたり月 20GB 以上の利用が可能なものとする。
 - ・ 前述③-a) のうち 550 台は 1 台あたり月 5GB 以上の利用が可能なものとする。
 - ・ 前述③-b) のうちスマートフォンについては 1 台あたり月 5GB 以上、フィーチャーフォンについては、1 台あたり月 2GB 以上の利用が可能なものとする。
 - オ スマートフォンについては、Wi-Fi 利用可能、かつテザリングオプションを付帯するものとする。
 - カ 電話帳登録が 1,000 件以上可能なこと。
- ⑤ 暗証番号等を用いた画面ロック・操作ロック機能を有していること。
- ⑥ 静止画・動画が撮影可能な内蔵カメラを有していること。
- ⑦ 充電ケーブル、及び AC アダプタを携帯電話端末と同数付属すること。
- ⑧ 携帯電話端末（スマートフォン及び、フィーチャーフォン）は、納入時点での最新 OS にアップデートのうえ、本市が定めた仕様（アプリケーションの追加・削除、電話帳のアップロード等）を行うこと

(4) MDM

本事業にて利用する携帯電話端末については、全て MDM (Mobile Device Management) により、本市管理者による運用管理を行う。

- ① 本市運用管理にあたり、その時々に応じ必要、かつ適切な助言・支援を行うものとする。
- ② MDM に求める最低限の運用管理機能は以下の通り。

ア セキュリティポリシー設定機能

イ リモートワイプ機能

スマートフォンの保存データ等を、インターネットを通じた遠隔操作にて削除できること。

ウ アンチウイルス機能（ウイルス対策機能）

エ 証明書等配信（配布）機能

オ MDM ファイル削除検知機能

- カ ウェブフィルタリング機能
- キ アプリケーションのサイレントインストール機能
- ク Android 強制アップデート

(5) 保守

- ① 本事業にて提供する全てのサービスについて、対応窓口を一元化すること。
- ② 大規模通信障害等の緊急の場合を除き、対応時間は、平日・午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ③ クラウド PBX, FMC, 及びアクセス回線の保守に関しては、提供事業者による常態監視を行うものとし、通信障害等の発生時には、駆け付け対応を含む速やかな復旧対応を行うものとする。
- ④ 復旧までに時間を要する場合は、その代替運用についても、本市合意のもと、速やかに行うものとする。
- ⑤ 携帯電話端末の保守については、以下の通りとする。
 - ア 不具合発生の申告（保守窓口への架電申告、あるいはウェブ申告）より、72 時間以内の対応を行うものとし、代替品については、予め設定した本市仕様に基づくキッティングを施したものとする。
 - イ 対応方法は「センドバック方式」による対応（郵送・宅配便等による代替品の先行出荷を行い、代替品到着後、不具合の生じた端末を返送する方式）とし、本市管理者、及び利用者による保守サービス拠点への訪問による対応は仕様を満たさない。
 - ウ 携帯電話端末返送の際の宅配便等の料金は提供事業者負担（着払い等）とする。

(6) 説明会の実施

- 携帯電話端末、及び FMC の利用方法等について、職員説明会を複数回実施すること。
- 実施の時期や手法については、別途協議のうえ決定するものとする。

7 その他特記事項

- ① 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。
- ② 受注者は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。
- ③ 携帯電話端末についての以下の初期設定作業は、受注者が行うこと。
 - その他、円滑な利用のために必要な設定についても受注者が行うこと。
 - ア 言語設定
 - イ 必要とされるアプリケーション以外のアプリケーションのアンインストール
- ④ 携帯電話機には、管理番号等を付し、ナンバリングしたシール等により表示すること。
- ⑤ 携帯電話機の故障等で部品等交換する際は、記憶されている設定情報等一切のデータを消去あるいは部品等を破砕・廃棄し、情報漏洩を生じさせないこと。
- ⑥ 携帯電話機に外部メモリスロットが搭載されている場合は、使用できないよう設定すること。
- ⑦ 契約期間終了時に本業務の受注者と業務引継ぎを行う必要がある場合には、引き続き円滑な利用が図れるよう新規事業者へ最大限協力すること。